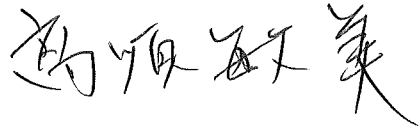


行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

行方市長



行方市条例第 30 号

行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例

行方市スクールバス運行に関する条例(平成 23 年行方市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「3,000 円」を「1,000 円」に改め、同項ただし書を削る。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「2 人以上」を「4 人以上」に改め、「、2 人目に係る利用料を 3 分の 2 の額に、3 人目に係る利用料を 3 分の 1 の額に減額し」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。